

## 【令和8年第2回定例会 環境委員会委員長報告資料】

令和8年6月18日 環境委員長 岩田 英高

### ○「議案第96号 東扇島堀込部埋立その4他工事請負契約の締結について」

#### 《主な質疑・答弁等》

##### \* 土砂搬入の遅延理由について

外環道等の事業においてシールド工事に係る同様の事故が発生している状況を踏まえ、安全確保の観点から掘進速度が低下している。このため、工事工程にも遅延が生じ、建設発生土搬出の遅延とともに、土砂搬入に影響が生じている。

##### \* 東扇島堀込部土地造成事業に関連するリニア中央新幹線事業の進捗状況について

梶ヶ谷非常口から犬蔵非常口までの区間についてはシールド掘進をおおむね完了しており、現在は犬蔵非常口への到達に向けた準備作業を実施している。また、梶ヶ谷工区の延長は11.8キロメートルで現時点の掘進延長は約4.8キロメートルとなっていることから、工区全体の約40パーセントが完了している状況である。

##### \* 搬入土量の増加理由について

東扇島地区において土砂の受入れを行い埋立てを実施したところ、受入れ土砂の物性が明らかとなり、当初の想定よりも多くの土量を受入れ可能であることが判明したため、搬入土量を増加することとなった。

##### \* 工期延長に伴う工事内容の変更の有無について

工期延長に伴う工事内容の変更はない。

##### \* 工期延長に伴う土地造成工事への影響について

ケーソン据付け及び埋立工事は施行途中の状況にあり、現在の埋立工事進捗を踏まえて事業を進める予定である。

##### \* 土量搬入期間の延長の影響を踏まえた埋立工事への影響について

埋立工事については、JR東海からの土砂を使用するものであり、当該土砂が予定どおり搬入される場合には、計画に即して工事行程を進める予定である。

##### \* 工期延長による港湾計画への影響について

令和6年に改定した港湾計画において、おおむね10年から15年後を目標年次として、目指すべき将来像を規定している。工期に遅延が生じているが、当該目標に変更はないことから、計画に定める土地利用に向けた取組を引続き推進する予定である。

##### \* JR東海との連携による事業推進について

埋立工事においては、土砂の性状や建設発生土の排出状況について、JR東海と情報の共有及び連携を取り、工程管理を徹底することで着実な事業進捗を図りたい。また、基盤整備工事においては、段階的な土地供用の開始を想定し、全体工程の短縮に向けた検討及び工期延長の影響の最小化を図る予定である。

##### \* 工事請負契約における市内中小企業の受注機会の確保について

当該工事請負契約についてはWTO対象案件ではない。共同企業体の構成は

各構成員により設定されている。また、下請事業者の選定についても共同企業体に委ねられていることから、本市が市内中小企業の活用先を個別に調整することは困難であるが、一方で市内中小企業の受注機会の拡大は市の方針であるため、当該方針を踏まえ対応を検討する予定である。

**\* 現時点における工事委託費及び最終的な総事業費の見通しについて**

現時点で契約を締結している工事・委託費の総額は約143億円であり、また総事業費については、JR東海との協定において約230億円としている。

**\* 工期延長に伴う市が受ける影響について**

東扇島における土地利用については、供用開始が遅延することから一定程度の影響が生じるものと認識しているため、工程管理を徹底するとともに、可能な限り早期に土地利用が開始できるよう検討を進めたい。

**\* JR東海との基本協定内容に変更が生じる場合の工事請負契約への影響及び対応について**

協定締結内容に変更が生じる場合には、JR東海と事前に協議を行う旨の規定が設けられている。また、今後の物価高騰等に伴う費用についても、JR東海と協議を行うとともに、平素より情報交換及び連携を図り、工事の遅延が生じないように必要な対策に努めたい。

**\* 工期延長に伴う港運・港湾事業者への対応について**

工期延長により供用開始の遅れが生じたことから、既存の岸壁及びその背後用地を活用し対応していくとともに、港運事業者と丁寧に協議しながら必要な対応を図っていく考えである。

《意見》

\* 本工事について、更なる遅延の発生を防止し、徹底した工程管理を行ってほしい。

\* 物価高騰による工事費の増額に限らず、工期延長に伴う本市への影響についてもJR東海と十分に協議し、工程管理を徹底するとともに、港湾内での事故を踏まえ、安全確保を最優先として工事を着実に進めてほしい。

\* 本議案は、当該その4他工事の実施に係る約22億円の契約を締結するものであるが、当該区域の埋立てについては、本市における今後の建設資材の取扱い等に影響を及ぼし、将来的に課題を残す懸念がある。また、JR東海の工事の進捗等に影響を受ける工事計画であることについて課題があると認識している。このため、当該埋立工事に反対の立場であることから、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第103号 令和8年度川崎市自動車運送事業会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

**\* 本補正予算の目的について**

軽油価格については今後の動向が不透明な状況にあることから、市バスの安定的な運行を維持するため、軽油調達に必要な予算を確保するものである。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第104号 令和7年度川崎市工業用水道事業会計補正予算についての市長の専決処分の承認について」

《主な質疑・答弁等》

\* 契約に係る専決処分の必要性について

工事の遅延を回避する必要があったことから、令和8年3月31日までに契約を締結するために専決処分を行った。今後とも引き続き、議会への適切な対応に努めたい。

《審査結果》

全会一致承認